奥出雲町議会　議員定数六人減へ

六月の定例議会において、議員定数を二十二から十六に削減する条例改正案が可決しました。

町議会では、他の町村議会の動向や人口の減少、町財政の厳しい状況を踏まえ、昨年の六月に議員定数等検討特別委員会が発足し、九月から定数削減が議論されてきました。

また、今年三月に入り、町自治会長会連合会から定数を十六以下にするよう求める意見書が提出されたこともあり、六月議会の本会議において、定数十六の案が可決されました。

これにより、次回の選挙から適用されることになります。

なお、議員の任期満了は来年の四月三十日です。

第百十一回　八川地区民体育大会

七月六日、第百十一回八川地区民体育大会が開催され、子供から大人まで多くの方が会場に足を運び、晴天の下競技に応援に心地よい汗を流しました。

今年から参加チーム数を十二から五チームに再編し、新種目やなつかしの競技が行われ、会場となった八川運動公園は、一日中歓声が響いていました。

平成20年度　宝くじコミュニティ助成事業で上鴨倉自治会に備品収納庫を整備しました。

宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

今年度、三沢地区の上鴨倉自治会において、地元自治会の負担金と(財)自治総合センターからのコミュニティ助成金を活用し、収納庫とテント１張りを整備しました。

この助成金は宝くじの収入を財源としており、地域コミュニティの健全な発展を図るためのものです。今回の整備により、コミュニティ活動備品が一元的に管理され、地域コミュニティ活動の更なる推進が期待されます。コミュニティ助成事業には次の事業があり、申請内容を県や財団法人自治総合センターが審査して事業決定されます。

①一般コミュニティ助成事業

②緑化推進コミュニティ助成事業

③自主防災組織育成助成事業

④コミュニティセンター助成事業

⑤青少年健全育成助成事業

内容等のお問い合せは・・・地域振興課

有線31－5264・電話54－2524まで

新規職員の紹介

町では七月一日付けで次の職員を採用したので紹介します。

奥出雲病院　看護師　山田順子

町民の皆様に満足していただける医療を目指し頑張りたいと思います。未熟ではありますがよろしくお願いします。

奥出雲病院　准看護師　立石愛未

三月から臨時職員として勤務させてもらっています。まだ未熟ですが、一生懸命やっていきたいと思いますので、今後ともご指導をお願いします。

国保コーナー　平成20年度国民健康保険税の年税額が決まりました。

国民健康保険は、私たちが病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかれるように、普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っていこうという制度です。

本年度の保険税は、計算方法の組み合わせを変えた上で、貯金（国民健康保険事業基金）が一定の基準額を超えたので、それを使うことにより保険税を引き下げました。

これまでの計算方法は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4つを組み合わせて一世帯当たりの保険税を決めていましたが、本年度からは「資産割」をやめて、「所得割」「均等割」「平等割」の3つを組み合わせて計算することになりました。

平成20年度の税率（額）は次のとおりです

世帯の所得に応じた計算　　世帯の加入者数に応じた計算　　一世帯当たりにいくらと計算

廃止

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.95％ (8.23％)	－ (41.27％)	20,500円 (28,800円)	15,900円 (24,400円)
※支援金分	2.06％ (　－　)	－ (　－　)	7,000円 (　－　)	5,500円 (　－　)
介護分	1.38％ (1.52％)	－ (13.40％)	6,900円 (10,500円)	3,800円 (5,900円)

注】上段はH20年度、下段(　)はH19年度

世帯全員の方の合計所得により7割、5割、2割の軽減措置があります

※【支援金分】
平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が創設されたことに伴い、新たに「後期高齢者支援金分」が加わりました。これは、後期高齢者（75歳以上の方）の医療費の一部分を、74歳以下の方で支援するものです。

○40歳未満の人の場合

医療分・支援金分の保険税を納めます。

年度の途中で40歳になったときは

40歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）の分から、介護保険分もあわせて納めます。

国民健康保険税：医療分　高齢者支援金分

○40歳～64歳の人の場合

医療分・支援金分に介護保険の保険料をあわせ、国民健康保険税として納めます。

年度の途中で65歳になったときは

65歳になる前月（1日が誕生日の場合はその前々月）までの介護保険料は、国民健康保険税として年度末までの納期に分けて納めることになります。

国民健康保険税：医療分　高齢者支援金分　＋　介護分

○65歳以上の人の場合

医療分・支援金分の保険税を納めます。

介護保険の保険料は原則として年金（老齢・退職・遺族・障害）から差し引かれます。

国民健康保険税：医療分　高齢者支援金分　／　介護保険料：介護分

世帯内の国保加入者全員が65歳から74歳までの場合は、国民健康保険税（医療分・高齢者支援金分）も、原則年金から天引きされます。

平成20年4月から変わりました

保険税の本算定について

年度当初には前年度所得が確定していませんので、4月から6月までの間は「仮算定期間」として前年度分の年税額相当分を月割計算して納付いただきます。そして、7月の「本算定」により各世帯の年税額が確定します。その確定額から「仮算定期間」分の税額を差し引いた額を、残りの月数（9ヶ月）で割って、月々（年金天引きの方は10月の年金支給月から）納付していただくことになります。

なお、保険税の最高限度額は「医療分」は47万円、「支援金分」は12万円、「介護分」は9万円です。

お問い合せ先　健康福祉課（国保係）　有線：31－5121　電話：54－2781